

# 財政状況等一覧表（平成18年度）

(百万円)

団体名 湯上市

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A)+(B)
8,399	528	8,927

## 1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの） (百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	12,911	12,364	547	538	14,659	28	基金繰入金 334百万円
有線放送事業 特別会計	45	45	0	0	88	26	
土地取得事業 特別会計	24	24	0	0	0	23	
豊川財産区 特別会計	2	2	0	0	0	0	
下虹川財産区 特別会計	1	1	0	0	0	0	
和田妹川財産区 特別会計	1	1	0	0	0	0	
飯塚財産区 特別会計	1	1	0	0	0	0	
普通会計	12,928	12,380	548	538	14,747	28	基金繰入金 334百万円

## 2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの） (百万円, %)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
水道会計	558	520	-	38	3,918	45	107.8	0	0	法適用企業
下水道事業 特別会計	1,740	1,708	32	32	10,799	635	-	-	-	
農業集落排水 事業特別会計	138	136	2	2	1,927	94	-	-	-	
合併処理浄化槽 事業特別会計	25	23	2	2	30	2	-	-	-	
国民健康保険 事業特別会計	3,376	3,370	6	6	0	277	-	-	-	
老人保健 特別会計	3,496	3,499	△3	△3	0	280	-	-	-	
介護保険事業 特別会計	2,115	2,071	45	45	75	306	-	-	-	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
2. 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。  
3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

## 3 関係する一部事務組合等の財政状況 (百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
秋田県市町村 総合事務組合	13,431	12,517	914	914	0	2.5	-	-	-	
秋田県市町村 会館管理組合	134	117	17	17	0	5.0	-	-	-	
秋田県後期高齢者 医療広域連合	41	41	0	0	0	2.9	-	-	-	
男鹿地区消防 一部事務組合	1,358	1,355	3	3	250	33.7	-	-	-	
男鹿地区衛生処理 一部事務組合	320	313	7	7	0	30.5	-	-	-	
湖東地区行政 一部事務組合	584	565	19	19	54	50.3	-	-	-	

## 4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況 (百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	備考
昭和総合開発 株式会社	7	44	35	0	0	0	0	
天主グリーンランド 株式会社	0	85	53	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

## 5 財政指数

財政力指数	0.34	実質収支比率	6.4
実質公債費比率	19.0	経常収支比率	94.5

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3年平均である。

## 6 財政用語の解説

### ☆財政力指数

自治体の財政力を示す数値で、指数が「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。なお、財政力指数が「1」を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。

### ☆実質収支比率

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額が実質収支で、それを標準財政規模で除した割合が実質収支比率である。3～5%程度が望ましいとされている。

### ☆標準財政規模

自治体の一般財源の標準的大きさ示す指標で、通常収入される見込みの経常的な一般財源である。

### ☆実質公債費比率

実質公債費比率は、自治体の財政健全度を示す指標として、国が平成18年度から新に導入した財政指標で、従来の公債費比率や起債制限比率に加え、より実質的な公債費負担（借入金負担）の割合を表すために、水道事業など公営企業会計の元利償還金に対する繰出金、一部事務組合等の借入金負担分なども対象にした連結決算の考え方を導入している。

この比率は、過去3年間の平均値が用いられ、18%を超えると公債費負担適正化計画の策定が必要で、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなる。県内13市の平均は17.3%で、潟上市は3番目に高くなっている。

### ☆経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率として使われている。これは、経常的経費（人件費・扶助費・公債費等）に経常一般財源収入（地方税・地方交付税・地方譲与税等）がどの程度充当されているかを見るもので、この比率が低ければ臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることになる。一般的には、都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が妥当とされ、それぞれ80%、75%を超えると注意を要するとされている。県内13市の平均は94.0%で、潟上市は5番目に低くなっている。